

# ロシア連邦向けの建築サービス及びエンジニアリング・サービスの提供禁止措置について

## Q & A

令和5年6月30日

財務省

経済産業省

国土交通省

(問1) 今回、建築及びエンジニアリングに係るサービスの提供禁止を措置した趣旨を教えてください。

答 今般の措置は、ロシアの戦争継続能力を低下させる観点から、米国及びEUをはじめとする同志国と連携して行うものです。規制の運用に当たっては、米国、EU、英国の規制を参酌することがありますので、事業者の皆様におかれましては、各国の規制範囲もご確認いただくようお願いいたします。

(参考) 各国の措置内容

米国 <https://ofac.treasury.gov/faqs/1128>

EU [https://finance.ec.europa.eu/publications/provision-services\\_en](https://finance.ec.europa.eu/publications/provision-services_en)

英国 [Supplying professional and business services to a person connected with Russia - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/news/supplying-professional-and-business-services-to-a-person-connected-with-russia)

(問2) 今回の措置を、具体的にどのように実施するのか教えてください。

答 日本では、外国為替及び外国貿易法（外為法）第25条第6項に基づき、既に実施済みの信託・会計監査・経営コンサルティング等のロシア向けサービス提供禁止措置（注）に加え、今回、財務省告示を改正し、居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、ロシア政府その他の関係機関又はロシア法人その他の団体に対する建築及びエンジニアリング・サービスに係る労務又は便益の提供を財務大臣の許可制とします。

当該サービスの提供は原則として不許可となりますが、例外措置に該当する場合や、許可を行う場合もございますので、詳細は問8及び問9をご覧ください。

(注) 対露サービス制裁については、この他ロシア産原油・石油製品に係る「プライスキャップ制度」における海運、金融、通関に係るサービス禁止措置等が既に実施済みです。

(問3) 「外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件」（資本取引告示）と「外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件」（役務取引告示）がありますが、今回の建築・エンジニアリングに係るサービスの提供禁止措置は、どの告示で措置されるのでしょうか。

答 今回の建築・エンジニアリングに係るサービスの提供禁止措置は、役務取引告示をご覧ください。なお、今回の改正で、居住者と資本関係にある者に係る例外措置の範囲の改正を行っているところ（問8の答えの（注1）を参照。）、資本取引告示については、当該改正を反映させる改正を行っております。

（問4）自分が提供するサービスが規制に該当するかどうかは、どのように判断すればよいですか。

答 以下（1）（2）（3）の全てを満たす役務取引であるときに、規制に該当します。なお、当該役務取引を行う「居住者」が許可を受ける義務を負います。

（1）居住者と非居住者との間で行う役務取引であること

※ 基本的には契約関係で判断する必要がありますが、契約の名義にかかわらず、実質的に非居住者との間で役務取引が成立している場合も当該規制に該当することがあります。

（2）ロシア法人等に対し行う、規制該当サービス（問2参照）に係る労務又は便益の提供であること

※ 基本的には契約関係で判断する必要がありますが、契約の名義にかかわらず、実質的にサービスの提供を受けて便益を受ける相手方が誰かで判断する必要があります。

（3）例外措置（問8参照）に該当しないこと

（問5）規制該当サービスについて教えてください。

答 建築サービスについては、日本標準産業分類に掲げる小分類742「土木建築サービス業」（建築設計業、測量業及びその他の土木建築サービス業）に係る業務が、

エンジニアリング・サービスについては、日本標準産業分類に掲げる細分類7431「機械設計業」に係る業務及び同7499「その他の技術サービス業」に係る業務のうちプラントエンジニアリング業を行う業務が規制該当サービスとなります。

（問6）「7429 その他の土木建築サービス業」の内容について教えてください。

答 他に分類されない土木建築サービス業に係る業務をいいます。例えば、地質調査業、試すい（錐）業（鉱山用を除く。）、建築積算業が該当します。

（問7）自社の事業がどの分類に該当するかは、どのように確認すればよいですか。

答 日本標準産業分類に掲載されている分類法を御参照下さい。

（[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)）

なお、これらの分類により判断がつかない場合は、問12の連絡先までご連絡

ください。

(問 8) 例外措置について教えてください。

答 以下の2種類の例外があります。これらの例外に該当する場合は、規制の対象外、すなわち、許可申請の対象とはなりません。

(1) 次に掲げるいずれかの法人等に対し提供するもの(注1)

イ 居住者が発行済株式の総数又は出資の金額の総額の10%以上を占めている法人等

ロ 居住者との間において永続的な関係(①役員の派遣、②長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、③重要な製造技術の提供)がある法人等

(2) 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なものとして、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件第八号ただし書に規定する我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なものとして経済産業大臣が指定する役務取引(令和五年六月経済産業省告示第九十三号)で定めるものに限る。(注2)

(注1) 従前は、役務取引の当事者である居住者との間で上記イ又はロの関係があることを例外措置の要件としていましたが、今般、居住者一般との間で当該関係があれば、例外措置の対象となる旨資本取引告示及び役務取引告示の関係個所を改正しました。

(注2) 具体的には、「サハリン1」、「サハリン2」、「アークティックLNG2」に係る原油及び可燃性天然ガスの探鉱、採取、液化、貯蔵、輸送及び積替並びにこれらに附随する業務に係る役務取引が指定されています。

(問 9) 例外措置に該当しない場合でも、規制対象サービスの提供が許可される場合がありますか。

答 例えば、人道上の理由により特に必要と認められるもの、農産関係品(食料及び肥料等を含む。)、医薬品等に係る規制対象サービスの提供については、個別に審査の上、例外的に許可する場合があります。

(問 10) 例外措置に該当しない場合であって、許可なしで取引を行った場合など、罰則はありますか。

答 外為法第70条に基づく罰則が設けられているほか、同法第25条の2第4項に基づく役務取引の制限(行政処分規定)が設けられております。

(問 11) 本措置の適用は、いつからいつまで続きますか。

答 令和5年9月30日以後に労務又は便益の提供が開始される役務取引について適用されます。

本措置の適用期限は特に設けられていませんが、本措置は対ロシア制裁の一環であり、時限的なものと考えています。本措置が終了する際には、改めてお知らせいたします。

せします。

(問 12) 本措置に係る問合せ先を教えてください。

(1) 本措置全般、外為法令等の解釈・制度の問い合わせ

財務省 国際局調査課外国為替室 03-3581-4111 (内線 5289)

(2) 建築サービス

国土交通省 総合政策局国際政策課 (グローバル戦略) 03-5253-8314

(3) エンジニアリング・サービス

経済産業省 ロシア・中央アジア・コーカサス室 03-3501-2838

(4) 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なものに係る例外措置

資源エネルギー庁 石油・天然ガス課 03-3501-1817

以上